



平成24年7月11日

株式会社メモリード・ライフ

行政不服申立てに関するお知らせ

当社は、新商品の登録申請に関し、行政不服申立てをすべく平成24年4月20日付で金融庁に審査請求書を提出し、同日付で受理されておりますのでお知らせします。

まず、かなりの期間が経過してからのお知らせとなりましたこととお詫び申し上げます。

当初はあえてお知らせすべきことではないと考えておりましたが、徐々に知らしむところとなり、噂が噂を呼ぶような状況もありましたので、正確を期するため遅ればせながら開示することといたしました。

何卒事情ご賢察賜りたく存じます。

当社は、新商品の登録申請のため平成24年2月29日付で関東財務局に『事業方法書、普通保険約款並びに保険料および責任準備金の算出方法書の変更届出書』を提出したところ、平成24年3月21日付で「保険業法第272条の4第1項第5号に規定する基準に適合しないものと認められるため」との理由で同局から撤回命令を受理しました。

本撤回命令はその理由が極めて曖昧なため、当社が変更届出書を同局の言う基準に適合する内容に修正・変更したくとも、事実上取り下げ以外の一切の手段を排除するものであり、ひいてはお客様により良い商品・サービスを提供する機会が失われてしまうものであることから、本申立てを行ったものであります。

なお、本申立てを行ってからおよそ3カ月が経過しており、このまま放置しておくわけにもいきませんので、これから行政訴訟に向けての準備に取りかかる予定であります。

本件対象の新商品の内容、このような事態に至るまでの詳細な経緯等につきましては、別途下記までお問い合わせください。

以上

<本プレスリリース等に関するお問い合わせ先>

株式会社メモリード・ライフ

執行役員常務 鴨下 紀道

電話：03 (6805) 2211

e-mail：kamoshita-nori@memoleadlife.co.jp